

# 袴田事件の今と、再審法改正について

青法協京都支部事務局長 岡村 政和

1966年6月30日、静岡県清水市(現在の静岡市清水区)の味噌製造会社専務宅が全焼し、焼け跡から専務の他、妻、二女、長男の4人が何者かによって刃物で殺害されるという放火殺人事件が発生しました。袴田巖さんは、同事件の犯人として逮捕、勾留され、勾留延長満期直前に熾烈な取調の上、自白させられ、公判で否認したものの、1審(静岡地裁)が有罪判決を言い渡しました。袴田さんは最高裁まで争われましたが、1980年11月19日、最高裁は袴田さんの上告を棄却しました。そして、舞台は、長い長い、再審請求審へと移ります。

2023年3月13日、最高裁から差し戻され、2度目となった第2次再審請求審の即時抗告審で、東京高裁は静岡地裁の再審開始決定を支持し、3月20日、東京高検は特別抗告を断念しました。再審開始の門が開き、ようやく、2023年10月27日、第1回の再審公判期日が静岡地裁で開かれました。ただ、現在も、再審公判は継続中です。

2024年4月例会では、袴田事件の弁護団員である戸舘圭之弁護士をお呼びして、袴田事件の今と、盛り上がりを見せている再審法の改正の動きについてご講演をいただきます。是非、ご参加ください。

◇講師 戸舘 圭之 会員(第二東京弁護士会)

◇日時 2024年4月19日(金)18:30~20:00

◇場所 ZOOMのみ ※参加希望者には、事前にID等を送付いたします。

---

例会に 出席します ・ 欠席します

お名前 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

ご出欠のご連絡は、2024年4月17日(水)までに、FAX:075-256-1132(岡村法律事務所)またはE-mail: okamura.masakazu.lo@gmail.comまでお願いします。